

茨城県立笠間高等学校の部活動に係る活動方針（改訂版）

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養にも極めて効果的な活動であり、学校の教育目標に基づき、今後も地域等と連携し計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理や事故防止、また部活動指導における体罰やハラスメント等不適切な指導の無いよう徹底する。また、教職員の働き方改革に基づき各顧問教員が過度な負担なく運営できるよう学校全体で新たな運営体制を構築していく。

2 適切な休養を確保するための部活動時間管理の徹底

- 部活動時間は週当たり平日および休日の各1日以上を休養日とする。また、生徒が大会等への参加により休日（土・日・祝）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休業日は4時間以内とする。また、原則として朝の活動は行わない。上限の範囲内で、合理的かつ効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定する。
- 参加する大会等については、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。

3 適切な運営のための体制整備

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、その加入や参加を強制しない。
- 部活動は可能な限り生徒自らが活動計画等を立案し運営していくよう、体制構築していく。
- 部活動の運営費用についてはこれまで通り生徒会費等にて対応するが、部活動未加入生徒やその保護者には十分に説明し、理解と協力を得て運用していく。
- 部活動に係る活動方針、毎月の活動計画を学校ホームページに掲載し、公表する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 学校の実情に応じ、種目によっては合同チームや地域クラブ等への移行を推進して活動を行うとともに部活動指導員等の活用を積極的に行う。また、茨城県「部活動の運営方針」に基づき、令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロになることを目指す。
- 部活動について、その活動時間や日数、活動目的等、多様な志向に対応できるよう運営体制の構築を図っていく。

5 部活動の熱中症予防対策

- 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わない。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、速やかに活動を中断し、水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を講ずる。

6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- 部活動の立ち上げや休部等に関し、柔軟に変更できるようにルールを改訂した。これにより専門的知識のある教員の部活動運営をサポートする一方、部活動指導が強制されることのないよう教職員の働き方の見直しを図っていく。また、適正数での部活動運営を維持し、複数顧問制を今後も継続して生徒の指導体制に大きく影響を及ぼすことのないよう努めるとともに、一人ひとりの教職員の負担軽減を進め、今後の段階的地域移行に合わせて教員が部活動顧問を完全希望制にて運営できる体制づくりを目指す。

令和5年4月1日改訂